

内閣参質一七九第二四号

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年一月、農林水産省は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号。以下「預託法」という。）第十条第一項の規定に基づき、有限会社安愚楽共済牧場（当時）に立入検査を行った。この立入検査は預託法違反の有無を調査するために行ったものであり、財務諸表等の検査は行ったが、同社の経営状況の詳細については把握していない。

二について

お尋ねの報告については、平成二十一年七月十四日付けで、株式会社安愚楽牧場から農林水産省に対し、預託法第三条の規定に基づき顧客に対し交付している書面等、預託法第六条に規定する業務及び財務の状況を記載した書類、平成二十年度の事業報告書及び決算書類、同年度の法人税に係る確定申告書及びその添付書類の写し並びに決算期現在における牛の飼養状況についての書類が提出されている。

三について

平成二十二年七月、株式会社安愚楽牧場から消費者庁取引・物価対策課（当時）に対し、預託法の遵守状況について報告したい旨の連絡があつた。消費者庁としては、二についてで述べた同社からの報告により、一についてで述べた立入検査において、農林水産省が同社に指摘した財産の状況を記載した書類における記載の不備が改善され、預託法上の問題はないことが確認されていたこと、また、独立行政法人国民生活センター及び全国の消費生活センターに寄せられている苦情・相談情報に、同社の預託法違反をうかがわせるものは見受けられなかったことから、同社に対して、必要と判断した場合には話を聞く旨を回答した。